

悪臭

(1) 悪臭とは

悪臭とは、人が感知できる臭気のうち、不快なもののことをいいます。騒音と同様に、心理的、主観的な面が大きく影響する公害です。東京都では人間の臭いの感覚を数値化した、臭気指数を用いた悪臭規制を行っています。

◇臭気の規制基準

規制場所 の区分	敷地境界線	煙突等気体排出口					排水
		排出口の実高さが15m未満			排出口の実高さが15m以上		
		排出口の口径が 0.6m未満	排出口の口径が 0.6m以上0.9m 未満	排出口の口径が 0.9m以上	排出口の実高さが 周辺最大建物の 高さの2.5倍 未満	排出口の実高さが 周辺最大建物の 高さの2.5倍 以上	
第一種区域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$qt=275 \times H_0^2$	$qt=357/F_{max}$	臭気指数 26
第二種区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$qt=436 \times H_0^2$	$qt=566/F_{max}$	臭気指数 28
第三種区域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$qt=549 \times H_0^2$	$qt=712/F_{max}$	臭気指数 29

- ・臭気指数：次の式で表される指数。 臭気指数=10×Log（臭気濃度）
- ・臭気濃度：臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数
- ・qt：排出ガスの臭気排出強度（単位：m³N/min）をいい、次の式で表される。
 $qt = (\text{臭気濃度}) \times (\text{乾き排出ガス量})$
- ・H₀：排出口の実高さ（単位：m）を表す。
- ・F_{max}：単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値（単位：s/m³N）。
- ・第一種区域：低層住居専用地域（第1種、第2種）、中高層住居専用地域（第1種、第2種）、住居地域（第1種、第2種）、準住居地域、無指定地域
- ・第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、これらの地域に接する地先及び水面
- ・第三種区域：工業地域、工業専用地域、これらの地域に接する地先及び水面

(2) 市内工場臭気調査

工場等における臭気状況を把握するために、市内の1工場において臭気調査を行いました。調査は脱臭装置排出口1か所、敷地境界1か所で行い、基準の超過は見られませんでした。

◇臭気調査結果

調査地点	測定値（臭気指数）	基準
排出口	24	30
敷地境界	10未満	13

調査日：平成28年2月9日、基準値：第三種区域（工業地域）